

知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会の運営について（案）

平成 29 年 12 月 26 日

知的財産戦略に関するビジョン専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び「知的財産戦略ビジョン専門調査会の設置について」（平成 29 年 12 月 22 日知的財産戦略本部決定）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

- (1) 専門調査会は原則として公開する。ただし、専門調査会が議事の全部又は一部を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (2) 会議終了後、速やかに会議の議事要旨を作成し、公開する。

2. 配布資料の公開について

専門調査会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、専門調査会として公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 参考人の招致について

専門調査会の審議に必要があると認められる時は、参考人を招致することができる。

4. その他の専門調査会の運営に関する事項等について

全各項に掲げるものの他、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、必要に応じて専門調査会において判断する。